

第9次滝川市交通安全計画(案)の概要

第1章 総論

第1節 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

- 根 拠：交通安全対策基本法第26条
(陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱)
- 作成主体：滝川市交通安全対策会議
- 期 間：平成28年度～平成32年度（5年間）

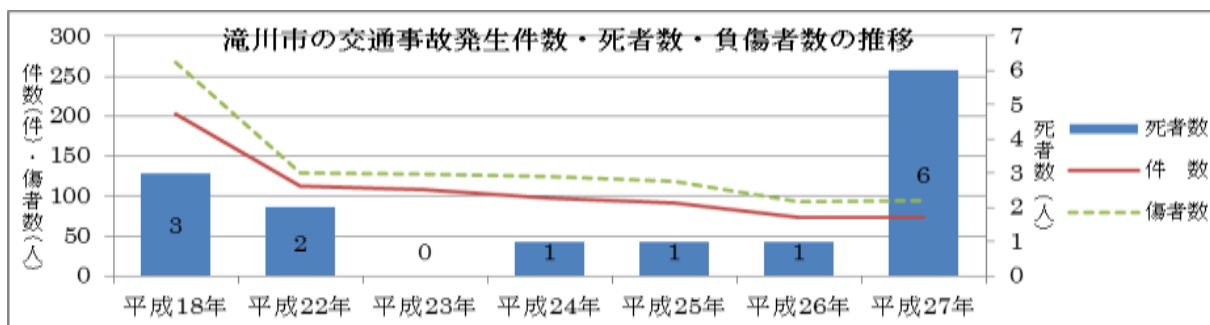
2 計画の基本理念

- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
(高齢者、障がい者、子供等の安全確保)

第2節 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状と今後の見通し

- 発生件数・死傷者数ともに減少傾向（平成27年の死者数を除く。）



- 交通死亡事故は6～9月の夏に多く、交通事故全体の件数・傷者数は1～3月の冬に多い。
- 事故類型別では、車両相互が事故全体の7割を占める状況
- 事故原因別では、一時不停止、前左右不確認、前方不注意で約5割を占める状況
- 加害者の年齢階層別発生件数では、若者と高齢者ドライバーの事故が比較的多い。
- 歩行者被害では高齢者が半数以上を占めるものの子供・高校生は少なく、自転車乗車中被害では高齢者が4割強、子供・高校生が3割強を占める状況
- 道路別では市道と国道で9割以上、道路形状別では交差点で半数以上の事故が発生。また、信号機等の有無別では、信号のある交差点で最も多くの事故が発生。

2 踏切事故の状況等

- 長期的に減少傾向

第3節 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

- 24時間交通事故死者数ゼロを目指す。
- 年間死傷者数を確実に減少させる。

2 踏切道における交通の安全についての目標

- 踏切事故の発生を極力防止する。

第4節 重点課題

1 高齢化社会及び少子化社会を踏まえた総合的な対策

- 高齢者の身体機能に応じた交通安全教室などを引き続き実施
- 子供の安全を確保する観点から、各種教育啓発の推進を引き続き実施 など

2 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを推進
 - ・ 飲酒運転の危険性や飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及
 - ・ 市民に対する飲酒運転の状況等に関する情報提供 など

3 自転車の安全利用

- 自転車利用者に対する交通安全教育等の充実
- 駅前や繁華街の歩道上などにおける放置自転車の撤去等の対策の推進
- 自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚
- 生活道路や市街地の幹線道路における自転車の走行空間の確保の推進 など

第2章 講じようとする施策（分野別）

第1節 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

（生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、幹線道路における事故対策の推進、歩行者空間のバリアフリー化、効果的な交通規制の推進、自転車利用環境の整備、災害に備えた道路交通環境の整備、総合的な駐車対策の推進、冬季道路交通環境の整備）

2 交通安全思想の普及徹底

（段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、効果的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進）

3 安全運転の確保

（運転者教育の充実、歩行者・自転車に対する保護意識の高揚）

4 救助・救急活動の充実

（救助・救急体制及び救急医療体制の整備）

5 被害者支援の充実と推進

（交通事故相談活動の推進、交通事故被害者遺族に対する援助）

第2節 踏切道における交通の安全

踏切道の構造の改良及び歩行者対策等の整備の促進